
令和6年 第4回愛知中部水道企業団水道料金審議会 会議録

【日 時】 令和6年6月28日（金） 午後2時～午後3時18分

【場 所】 企業団3階大会議室

【次 第】 1 会長あいさつ

2 審議

(1) 水道水源環境保全基金について

(2) 財政シミュレーションについて

(3) 水道料金設定と料金シミュレーションについて

3 その他

【出席者】 <委 員> 塚本 克彦（みよし市議会議員） ※会長

伊藤 裕（豊明市商工会長） ※副会長

鶴飼 貞雄（豊明市議会議員）

大橋 ゆうすけ（日進市議会議員）

岡崎 つよし（長久手市議会議員）

原田 みすぎ（みよし市給食協会事務局長）

吉田 清光（長久手市民生委員児童委員協議会北中校区会長）

西脇 幹人（元愛知県職員）

加藤 清和（税理士）

<事務局> 山田 紀夫（局長）

山田 浩司（副局長）

近藤 隆徳（次長（管理））

谷澤 英一（次長（営業））

鈴木 由紀夫（次長（技術））

上村 知由（専門監兼総務課長）

白井 淳（経営企画課長）

弓矢 太（営業課長）

岡本 弘文（事業推進課長）

宮木 智彦（経営企画課課長補佐）

鈴木 勝也（経営企画課主任主査）

竹谷 省吾（経営企画課主査）

小島 千明（経営企画課再任用職員）

○事務局 委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、水道料金審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

先週、全国水道企業団協議会の会議が東京でございまして、会議終了後に国の関係省庁に対して陳情を行ってまいりました。これは、全国の水道企業団が抱える諸課題を要望書として集約して、国庫補助金の拡充や要件緩和など、財源獲得のための陳情を毎年行っているものでございます。しかしながら、実際には補助金制度を変えるのは非常に難しく、一方で給水収益の減少は止まらず、財政基盤の強化は待ったなしの状況となっているところでございます。

本日は第4回目となりますが、先回の審議会でもいただきました意見を基に料金体系のモデルケースを具体的に御説明することとなります。忌憚のない御意見をいただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 本日は、公私とも御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

審議会の開催に先立ちまして、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

まず、事前にお配りしました資料として、次第、委員及び出席者名簿、水道料金審議会資料一覧表、資料といたしまして、資料のナンバー1. 水道水源環境保全基金の徴収廃止について、資料のナンバー2. 財政シミュレーション比較、資料のナンバー3としまして水道料金設定と料金シミュレーション、この中で資料のナンバー3-1としまして水道料金の設定について、続きましてナンバー3-2といたしまして平均改定率20.4%案①、資料のナンバー3-3としまして改定率20.4%案の②、資料のナンバー3-4といたしまして平均改定率24.6%案③、ナンバー3-5といたしまして平均改定率24.6%案④、そして最後にナンバー3-6といたしまして料金シミュレーション（各案の概要）となっております。そして、本日お配りいたしました第4回水道料金審議会の報酬について、第5回水道料金審議会の開催通知、資料の方は以上でございます。

資料の過不足はございませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申出ください。

よろしいでしょうか。

では、ただいまから第4回愛知中部水道企業団水道料金審議会を開催いたします。

初めに、会長より御挨拶をお願いいたします。

○会長 改めまして、皆さんこんにちは。

お足元の悪い中、水道料金審議会の方へ委員の皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、先の東郷町長選挙で当選された前東郷町議会の議長であり当審議会の委員でもあった石橋直季委員が議員でなくなったことから、当審議会の委員も解任されることとなりましたので、本日の審議会は委員が選任されるまで、空席のまま開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本審議会も後半戦に入り、これまでの審議の振り返りや方針の決定、答申に向けた準備などを行っていく予定であります。

第4回の審議会では、水道水源環境保全基金についてほか、第3回で御議論いただきました更新率と企業債の借入額を踏まえて、複数の料金改定率を基に具体的な料金シミュレーションについて提示されております。本審議会にとって大変重要な決定を行っていく予定でありますので、事務局には丁寧に説明をいただき、委員の皆さんには活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

会議の取り回しを会長にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、前回に引き続きまして審議に入らせていただきます。

配付しましたお手元の次第に沿って進めてまいります。

本日の議題は、水道水源環境保全基金について、財政シミュレーションについて、水道料金設定と料金シミュレーションについてということでございます。

事務局から説明をいただき、それに基づいて質疑応答、審議を進めていきたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

○事務局 それでは、資料のナンバー1、水道水源環境保全基金の徴収廃止について説明をさせていただきます。

資料のナンバー1を御覧ください。

水道水源環境保全基金は、お客様に水道使用量1立方メートル当たり1円を負担していただくもので、平成13年6月の料金改定時に水道料金に基金分1円を上乗せする形で始まりました。

この基金を原資として、これまで水源地域における間伐等森林整備にかかった費用の一部を助成し、水源の森を守る活動を進めてまいりました。

ここでは、第1回審議会で御説明いたしました内容と重複する部分もございますが、基金

を活用した森林整備のこれまでの状況と令和7年度以降の次期事業実施計画と財政計画、これらの計画を踏まえた基金の徴収廃止に関して説明をさせていただきます。

資料の方ですけれど、最初に1. 木曾川「水源の森」森林整備事業の状況、計画初年度の平成17年度から令和6年度までの状況についてでございます。

(1) 整備面積は、目標1万4,000ヘクタールに対し、令和5年度までの実績が1万1,624ヘクタール、令和6年度（今年度末）見込みが1万1,884ヘクタールで、目標に対し2,116ヘクタール少なく、整備面積は減少傾向となっております。

それに比例し、(2) 現行負担額も平成29年度の3,000万円をピークに減少しており、令和5年度は約1,000万円となっております。

これは、(3) 林業における環境変化にあるように、人材不足、所有者不明林の増加といった理由によるものであり、これらを踏まえました(4) 事業の課題として、進捗の遅れ、それに伴う過剰な基金残高、新たな森林課税が挙げられます。

これらの詳細は、(5)の①にございますように、基金残高については、1の囲み最下段の表、愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金残高を御覧ください。

令和6年度欄の最下段、基金残高は約3億3,000万円、令和7年度以降、基金徴収を継続し、毎年度上限額いっぱい基金支出をした場合でも、表の右端、令和14年度の協定満了時における基金残高は約3億1,000万円となる見込みです。この残高は、事業の実施状況によっては更に増える可能性もあり、事業に対し過剰な基金残高となる見通しです。

また、②森林保全にかかる多重課税に関しましては、県税であるあいち森と緑づくり税が平成21年度から年間1人500円、国税である森林環境税が令和6年度から年間1人1,000円賦課されるようになっており、基金創設当時と比べ、県、国レベルでの森林整備に関する取組が広がっております。

こうした状況を踏まえ、2. 木曾川「水源の森」森林整備協定造林事業次期計画についてでございます。

(1) 方針及び目標です。

現計画での事業進捗の遅れを踏まえまして、①方針として、従来からの国・県補助金を活用した面的整備の推進を基本に、町村単独事業で補完する計画となります。こうしたことにより、②目標として、協定満了の令和14年度までに1万4,000ヘクタール、年間265ヘクタールを整備する目標としています。

(2) 計画内容といたしまして、①国・県補助事業の継続、②単独事業として町村森林経

営管理事業及び町村単独補助事業となります。

(3) 下流域負担額、これは本企業団負担額となりますが、令和7年度から14年度までの8年間の総額で2億9,600万円、年間3,700万円となります。

なお、この次期計画につきましては、木曾広域連合と5月27日付で合意をしております。続きまして、3. 水道水源環境保全基金の財源計画及び徴収廃止についてでございます。

(1) 財源計画に関しましては、3の囲みの最下段の表、愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金財源計画を御覧ください。

表の最上段、基金収入は、料金改定を令和7年6月1日と設定し、改定以降は徴収しないものとしてシミュレーションしております。そのため、基金収入は令和7年の料金改定前の収入分566万8,333円を最後に以降は徴収しませんので、令和8年度以降ゼロ円、横棒としております。

その下、基金支出は、先ほどの2の(3)で申し上げました木曾川「水源の森」計画分、年間3,700万円に、上下流交流にかかる活動費100万円を加えた3,800万円と矢作川の整備計画分300万円を加えた計4,100万円となります。

最下段、基金残高は、令和6年度末基金残高見込みが3億3,000万円でございます。基金徴収を廃止し、支出が毎年度4,100万円ございますので、毎年度基金残高は減少し、協定満了の令和14年度の基金残高は869万8,800円となる計画でございます。

このように、基金徴収を廃止しても財源充当が可能であることがお分かりいただけると思っております。

こうしたことから、(2)基金徴収の廃止でございますが、今申し上げましたように、令和6年度末残高において次期計画の実施が可能であること、さらに国・県における森林整備に係る課税の状況も踏まえつつ、今回の料金改定に当たり少しでもお客様の負担軽減を図るため、基金徴収の廃止を行うものでございます。

(3) 廃止手続でございますが、現行の水道料金表は1立方メートルにつき1円は水道保全基金の原資とすると定められておりますので、廃止に当たり給水条例の改正が必要となっております。

なお、基金条例の改正の必要はございません。

以上で、資料1の説明を終わります。

○事務局 引き続き、資料のナンバー2. 財政シミュレーションの比較について説明をさせて

いただきます。

このシミュレーションは、この後、御提示させていただきます料金シミュレーションの前提条件となるものでございます。前回の審議会でお示しすると申し上げました①から③までの3つのシミュレーションとなっております。

なお、今回の財政シミュレーションは、先ほど説明いたしましたように、基金の徴収廃止を前提にシミュレーションを行っております。そのため、基金を廃止いたしますと料金改定率が0.5ポイント下がることとなりますので、それぞれのシミュレーションの料金改定率は前回の審議会でご説明したものより0.5ポイント下がっておりますので、御承知おきください。

それでは、資料を御覧ください。

表の一番上は参考として掲載をしておりますベースとなるシミュレーションで、第3次クア・シンフォニー計画どおり、管路更新率1.25%、企業債借入れ10億円とし、不足分を全額、水道料金で回収する場となります。前回の審議会では料金改定率35.5%となっておりますが、基金廃止により35.0%となります。

①は、前回の審議内容を受けて作成いたしました管路更新率を1.25%、企業債借入れを24億とした場合のシミュレーションで、料金改定率は28.6%と申し上げましたが、基金廃止によりまして28.1%となっております。

②、③は、前回の審議会でご説明をさせていただきました管路更新率を1.0%に下げ、企業債借入れを10億円、24億円としたシミュレーションでございます。こちらも同様に、基金廃止により料金改定率が0.5ポイント下がります、シミュレーション②は24.6%、シミュレーション③は20.4%となっております。

そして、この後、御提示いたします料金シミュレーションですが、実は②、③をベースとしたもののみとなっております。その理由が、この表の右端にございます予算の編成ができるか否かが関係しており、参考と①は「不可」、②、③は「可」となっております。一番上段の参考に関しましては、前回の審議会でも予算編成ができないことは申し上げましたが、①のシミュレーションに関しましても予算編成ができない結果となりました。

①は、料金改定により給水収益が増え、純利益が発生いたしますが、管路更新率1.25%に対する事業費、建設改良費が大きいことなどにより建設改良費の財源が不足し、予算編成ができないという状態に陥ってしまいます。仮に①のシミュレーションで企業債の借入額を増やしても予算編成することはできず、事実上、管路更新率1.25%では建設改良費

が大きく、予算を編成することができません。

この状態を解消するためには、建設改良費を下げる、つまり費用を減らすしかなく、そのため前回の審議会では3パターン御提示すると申し上げましたが、2パターン、管路更新率を1.0%に下げ建設改良費を抑制した②の改定率24.6%、③の改定率20.4%の財政シミュレーションに基づきました料金表のシミュレーションを、この後、御提示させていただきます。

なお、改定率に関しましては、先回の審議会でも申し上げましたように、管路更新率1.0%による老朽化率抑制に向けた取組の継続と料金改定率抑制によるお客様負担の軽減、必要最小限の企業債借入れによる将来世代への過度な負担の回避とのバランスを考慮し、改定率20.4%を事務局案として考えるものであります。

説明は以上となります。

○事務局 資料ナンバー3. 水道料金設定と料金シミュレーションについて、御説明させていただきます。

資料ナンバー3-1. 水道料金の設定についてを御覧ください。

初めに、現行の水道料金について御説明させていただきます。

水道料金月額表を御覧ください。

この料金表は、1か月分の税込みの金額、括弧内は税抜きの金額となっております。

基本料金は、メーター口径13ミリは、括弧内の税抜きの金額でございますが、800円でございます。20ミリは税抜き1,600円、25ミリは税抜き4,000円で、最も口径の大きい200ミリでは税抜き22万1,600円と、メーター口径の大きさに応じた料金となっております。

右側の使用料金は、使用水量に応じて1立方メートル当たりの使用料金が第1区分から第7区分まで区分別に設定されております。

第1区分は1か月当たりの使用水量が1から10立方メートルまでで、使用料金は括弧内税抜きの金額ですが41円、第2区分は使用水量が11から20立方メートルまでで、1立方メートルにつき税抜き131円で、一番単価の高い第7区分は151立方メートル以上で261円となっております。

なお、使用料金単価には、水道水源環境保全基金として1立方メートルにつき1円が含まれております。

右側は、水道料金の請求と同じ2か月分の水道料金の計算例でございます。メーター口径13ミリで45立方メートル使用された場合の水道料金は、1. 基本料金は1か月800円ですので、2か月では税抜き1,600円となります。

2. 使用料金は、第1区分は1か月の使用水量が1から10立方メートルまでとなりますので、2か月では20立方メートルまでが41円となり820円、第2区分も同様に20立方メートルが131円となり2,620円、残り5立方メートルが第3区分の156円となり780円で、使用料金は税抜き4,220円となります。

3. 水道料金合計でございますが、基本料金1,600円と使用料金4,220円の合計金額に消費税がかかり、税込み6,402円となります。

下の黒丸、現状と今回の改定の考え方についてを御覧ください。

①の検討項目は、基本料金と使用料金の収入割合です。基本料金の収入割合は、令和4年度決算金額でございますが、約35%となっております。今回の改定の考え方として、水需要の減少による使用料金の減少が見込まれる中、水需要に影響されにくい料金体系、収入割合としたいと考えております。

②の検討項目は、使用料金の設定です。使用料金は、平成25年に平成13年に設定した使用料金の第1区分と第2区分が値下げされており、改定金額は第1区分が61円から41円に、第2区分は税抜き146円から131円に値下げ改定されております。今回の改定の考え方といたしましては、基本料金とのバランスを考慮し、財政計画上の財源不足を補う使用料金の設定としたいと考えております。

③の検討項目は、使用料金の逡増度です。現行の使用料金の逡増度は、第7区分の最高単価261円に対して最低単価は第1区分の41円でございますから、逡増度は約6.4倍でございます。今回の改定の考え方として、逡増制は生活水の低廉化を目的とした少量使用者の負担軽減策としての面があるため、逡増制は維持したいと考えております。

2ページを御覧ください。

検討内容と改定案でございますが、①の検討項目、基本料金と使用料金の収入割合に関する検討内容でございますが、日本水道協会から標準的な水道料金算定の考え方が示された水道料金算定要領が発行されております。これによりますと、基本料金の算定においては、総括原価を原則のとおり固定費をそのまま基本料金に配分すると高額となり、生活水の低廉な確保にそぐわない面が出てくるので、一定の比率を乗じて配分することが妥当とされております。

下の総括原価図を御覧ください。

この図は、総括原価を、その性質に応じて、需要家費、固定費及び変動費の3つに分解して基本料金と使用料金への配分を表したものでございます。

水道料金算定期間の令和7年から令和12年までの6年間の総括原価の合計金額は、平均改定率20.4%の場合は約417億円、平均改定率24.6%の場合では約432億円でございます。

このうち、需要家費は約5%の割合となります。需要家費は、主にメーターの検針や料金の収納に係る人件費で、基本料金に配分します。

固定費は、総括原価の約80%の割合となります。固定費は、水道施設の適正な維持に必要な金額でございますので、原則のとおり固定費をそのまま基本料金に配分すると高額となりますので、生活水の低廉の確保にそぐわないこととなります。水道料金算定要領に基づき、維持管理費と支払利息は施設利用率約74%の割合で使用料金に配分します。受水費の基本料金分、減価償却費、資産減耗費、資産維持費は、2分の1ずつを基本料金と使用料金に配分します。

変動費は、総括原価の約15%の割合となります。変動費は、薬品費、動力費、受水費の使用料金分に係る金額で、水道料金算定要領に基づき、全額を使用料金に配分します。

このように、総括原価を、その性質に応じて需要家費、固定費、変動費に分解して配分した結果、基本料金の収入割合は約40%となりますので、事務局といたしましては基本料金の収入割合は約40%としたいと考えております。

②の検討項目、使用料金の設定に関しましては、水道料金算定要領では使用料金は均一単価制が原則でありますけど、多くの事業者で逡増制が導入されていると記載されています。今回の改定では、事務局といたしましては、第1区分の使用料金は前回改定前の料金単価60円を上限とすることで、生活に欠かせない部分の水量の単価について急激な負担増とならないようにしたいと考えております。

③の検討項目、使用料金の逡増度に関しましては、水道料金算定要領では、生活水についてはある程度の低廉化を確保することが望ましく、軽減範囲は客観的公平性を大きく損なわない程度とすると記載されております。今回の料金改定におきましても、事務局といたしましては、逡増制は維持しつつ、前回の審議会でもいただいた意見も踏まえ、大口使用者への配慮という部分での逡増度の軽減を考えております。

3ページを御覧ください。

平均改定率20.4%案①の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要でございますが、基本料金の設定は、メーター口径ごとの水道料金の請求件数、メーター購入費用、メーターを通る水量比割合などから、水道料金算定要領に基づき、各メーター口径の基本料金を設定しております。

使用料金の料金設定ですが、第1区分は1か月当たりの使用水量が1から10立方メートルでは、料金単価は現行より19円増額、前回の料金改定前と同じ金額の60円に、第2区分は使用水量が11から20立方メートルですが、現行より14円増額、前回の料金改定前と同じ金額の145円、第3区分から第6区分は各区分においてそれぞれ19円増額、第7区分は14円増額の現行261円から275円に設定しております。これにより使用料金の通増度は、現行6.4倍から4.6倍に1.8軽減しております。

下記の新旧水道料金比較表を御覧ください。

この表は1か月当たりの金額で、税抜き金額となっております。また、現行料金は黒色、改定案は赤色、増減額は青色で表記されております。

基本料金は、メーター口径13ミリで現行800円が1,100円に300円の増額、口径20ミリでは現行1,600円が2,000円に400円の増額と、一般家庭用のメーターでは1か月当たり300から400円の増額となります。口径25ミリの増額は800円と、メーター口径が大きくなるほど増額は大きくなり、メーター口径200ミリでは現行22万1,600円が24万8,200円に2万6,600円の増額となります。

使用料金の方は、先ほど御説明させていただきましたとおりとなっております。

なお、臨時用水につきましては、水道水源環境保全基金の1円が減額となっております。

表の右側は、改定案による影響を試算したものでございます。金額は水道料金の請求と同じ2か月、消費税込みの金額となっております。

生活用水想定では、使用水量が20、40、60立方メートルの3つが記載されておりますが、生活用水における1人1日当たりの使用水量から推測される家族構成は、20立方メートルは単身世帯、40立方メートルは2人から3人、60立方メートルでは4人から5人家族が推測されます。

料金改定による影響は、メーター口径13ミリでは、使用水量が20立方メートルの場合、改定案は3,740円となり、現行と比べ1,078円の増額、使用水量が40立方メートルでは、改定案は6,930円となり、現行と比べ1,386円の増額、使用水量が60立方メートルでは、改定案は1万780円となり、現行と比べ1,804円の増額となります。

メーター口径20ミリでは、使用水量が20立方メートルの場合、改定案は5,720円となり、現行と比べ1,298円の増額、使用水量が40立方メートルの場合は、改定案は8,910円となり、現行と比べ1,606円の増額、使用水量が60立方メートルの場合、改定案は1万736円となり、現行と比べ2,024円の増額となりますが、メーター口径20ミリと13ミリの増減額の違いは基本料金の差額によるものでございます。

その下に記載の大口使用者への影響は、病院施設想定では、メーター口径150ミリで使用水量が1万9,000立方メートルの場合、改定案は61万2,950円となり、現行と比べ32万9,340円の増額となります。その下の教育施設想定では、メーター口径100ミリで使用水量が9,700立方メートルの場合、改定案は312万6,420円となり、現行と比べ17万9,960円の増額となります。

4ページを御覧ください。

平均改定率20.4%案②の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要でございますが、基本料金は案①と同様、メーター口径ごとの水道料金の請求件数などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しておりますので、各メーター口径の基本料金は案①と同じとなります。

使用料金は、生活用水への影響を案①より軽減するため、第1区分の設定を前回料金改定前の単価60円より5円減額した55円としています。第2区分から第6区分は各区分それぞれ19円増額、第7区分は24円増額の現行261円から285円に設定しております。これにより使用料金の逡増度は、現行6.4倍から5.2倍に1.2軽減しております。

詳細につきましては、下記の新旧水道料金比較表のとおりとなります。

表の右側の改定案による影響の結果でございますけれども、生活用水想定では、案①と比べ、口径13ミリ、20ミリとも、使用水量が20立方メートルでは案②の方が110円安価となりますが、40又は60立方メートルの場合の増減額は案①と案②は同じ金額となります。生活用水への配慮を継続する料金設定といたしましたが、有収水量のうち生活用水の水量が約80%を占めているため、案①とそれほど変わらない結果となりました。

一方、大口使用者への影響は、病院施設想定では現行より53万5,040円の増額、教育施設では28万3,360円の増額となり、案①と比べて病院施設想定では約20万円、教育施設想定では約10万円の増額となりました。

5ページを御覧ください。

平均改定率24.6%案③の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要でございますが、基本料金は平均改定率20.4%と同様、メーター口径ごとの水道料金の請求件数などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しております。

使用料金は、第1区分は現行より19円増額の料金改定前の単価60円に、第2区分は29円増額の現行131円から160円に、第3区分から第6区分は各区分それぞれ24円増額、第7区分は14円増額の現行261円から275円に設定しております。これにより使用料金の通増度は、現行6.4倍から4.6倍に1.8軽減しております。

下記の新旧水道料金比較表を御覧ください。

基本料金は、メーター口径13ミリは、平均改定率20.4%と同じ現行800円が1,100円に300円の増額ですが、口径20ミリでは、現行1,600円が2,100円に500円の増額となり、平均改定率20.4%の場合と比べて100円高くなっております。口径25ミリの増減額は1,000円となり、メーター口径が大きくなるほど増減額と平均改定率20.4%との金額差は大きくなり、メーター口径200ミリでは、現行22万1,600円が26万300円に3万8,700円の増額となり、平均改定率20.4%と比べて1万2,100円高くなります。

使用料金の方は、先ほどの説明のとおりとなります。

表の右側の料金改定による影響は、メーター口径13ミリで使用水量が20立方メートルの場合、改定案は案①と同じ金額の3,740円となり、現行と比べ1,078円の増額、使用水量が40立方メートルでは、改定案は7,260円となり、現行と比べ1,716円の増額、使用水量が60立方メートルでは、改定案は1万1,220円となり、現行と比べ2,244円の増額となります。

メーター口径20ミリでは、使用水量が20立方メートルの場合、改定案は5,940円となり、現行と比べ1,518円の増額、使用水量が40立方メートルの場合、改定案は9,460円となり、現行と比べ2,156円の増額、使用水量が60立方メートルの場合、改定案は1万3,420円となり、現行と比べ2,684円の増額となります。

大口使用者への影響は、病院施設想定では改定案は616万5,390円となり、現行と比べ35万1,780円の増額となります。教育施設想定では改定案は313万8,520円となり、現行と比べ19万2,060円の増額となります。

6ページを御覧ください。

平均改定率24.6%案④の料金シミュレーションでございます。

料金設定の概要でございますが、基本料金は案③と同様で、メーター口径ごとの水道料金の請求件数などから水道料金算定要領に基づき各メーター口径の基本料金を設定しておりますので、各口径の基本料金は案③と同じとなります。

使用料金は、生活用水への影響を案③より軽減するため、第1区分の設定を前回の料金改定前の単価60円より5円減額した55円としています。第2区分は24円増額の現行131円から155円に、第3区分から第4区分は29円の増額、第5区分から第6区分は34円の増額、第7区分は39円の増額、現行261円から300円に設定しております。これにより使用料金の逡増度は、現行6.4倍から5.5倍に0.9軽減しております。

金額の詳細は、下記の水道料金比較表のとおりとなります。

表の右側の改定案による影響は、生活用水想定では案③と比べ、口径13ミリ、20ミリとも、使用水量が20立方メートルと60立方メートルの場合、案④の方が110円安価となり、使用水量40立方メートルにおいても案④の方が220円安価となりますが、大口使用者への影響は、病院施設想定では現行よりも86万8,340円の増額、教育施設では45万2,870円の増額となり、案③と比べて病院施設想定では約50万、教育施設想定では約26万円増額しました。

7ページを御覧ください。

料金シミュレーション各案の概要でございます。

平均改定率20.4%、24.6%、それぞれ2案の合計4案を一覧表にまとめたものでございます。

基本料金は、水道料金算定要領に基づきメーター口径の基本料金を設定しております。

使用料金は、最低単価から最高単価の金額及び現行の使用料金単価との増減額は御覧のとおりとなります。

また、参考として、他団体の使用料金1立方メートル当たりの使用料金の最高単価と最低単価を掲載しております。

検討項目①基本料金と使用料金の収入割合は、基本料金の収入割合は現状の約35%から約40%となりました。

検討項目②使用料金の設定は、第1区分は、先ほど御説明させていただきましたが、生活用水への配慮ということから60円又は55円に設定し、第2区分から第7区分は御覧のとおりとなります。

検討項目③使用料金の逡増度は、大口使用者への配慮ということから、現行6.4倍から

改定案では4.6倍から5.5倍の間に軽減しました。

今回、4つの案を御提案させていただきましたが、事務局といたしましては案①を考えております。その理由といたしまして、生活用水への配慮として、第1区分、第2区分の使用料金単価を平成25年の値下げ改定前の単価に設定したのですが、この第1区分60円、第2区分145円の単価は、先ほど申し上げましたように、平成13年の料金改定の際に設定された単価で23年前の単価となります。この23年前の単価に据置き、生活に欠かせない部分の水量について極力負担を抑えるような料金体系の設定となっていると考えております。

また、前回の審議会で御意見をいただいたことも踏まえ、大口使用者への配慮という部分での逡増度の軽減、案①は逡増度が現行6.4倍から4.6倍に軽減されており、大口使用者への配慮も行っております。

今回、案①でも20.4%という大きな改定となりますが、生活用水と大口使用者への双方に対して最もバランスの取れた案となっていると事務局では考えております。

それと比較しまして案②は、少量世帯への更なる配慮から使用料金の第1区分の60円より5円減額した55円に設定いたしましたが、第2区分の単価が5円上がることから、案①と比較しても生活用水への配慮という意味ではあまり差がなく、さらに第7区分の単価が10円上がることにより大口使用者の値上がり幅が大きくなり逡増度も上がります。

案③、案④に関しましては改定率が24.6%と高くなることから、案①、②と比べ、基本料金、使用料金の双方とも多くの部分の単価を高くせざるを得なくなり、より多くのお客さまへの負担が大きくなってしまいます。

こうしたことから、繰り返しとなりますが、生活用水と大口使用者の双方に対して最もバランスの取れた案となっている案①を事務局案として考えております。

以上で説明を終わります。

○会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより次第に沿って質問を受け付けてまいります。

それでは、資料ナンバー1. 水道水源環境保全基金の徴収廃止について、御質問、御意見はありますか。

○委員 今年から森林環境税が1,000円ずつ国税として徴収されるということで、タイミング的にはいいのかなあと思うんですけど、この尾張東部地域、愛知県全体でもそうなん

ですけれど、木曾川の上流の、いわゆる長野県の木曾地方を中心とした地域は、水源として愛知県の生活、あるいは産業経済を支えておると、そういう非常に利用者から見れば恩義を感じる地域というふうに私は思っています。

それで、その地域は今、物すごい過疎ですね。限界集落とか、そういうのがいっぱい出て大変な状況です。これから人口も減っていきますので、ますますそういう状況は厳しくなってくると思っています。

そういった中で、森林環境税もそういったような事情で国税としてできたんでしょうけれど、ある意味、直接的に恩恵を受けさせていただいておる、この愛知中部水道企業団の地域としては、もうちょっと踏み込んだような施策を今後考えていただきたいなあというふうに考えております。取りあえず令和14年までは基金の残高がありますんで、これでやっていけるかなとは思っていますけど、その後のことですね、それをちょっと要望しておきたいと思っています。

○会長 答弁はございますか。

要望です。

ちょっといいですか。そもそもこの1円の仕組みを皆さん御理解させていただいておるといふふうに理解してよろしいですかね。

じゃあ結構です。

ちょっと私も言いますが、そもそもここまで至った経緯の説明が足りないんだけど。予算どおり全く執行できなくて、この10年来てしまっているという現状がある中で、基金廃止後どうするか、廃止はまだしていないけど、徴収廃止を提案されておるわけだけでも、基金の廃止を見越した基金の使い方というか、どういう形に持っていくのか。これを今見ていると、個人的にはこんな予算にしても、これの半分も使えんんじゃないかという気がしているんだけど、この年度の数字というのは広域連合は納得しているわけ。

○事務局 今回のこの次期の計画に関しましても、木曾広域連合と協議を重ねた上での計画となっておりますので、当然、上流域の方も、こういった計画で進めていくということで理解の方はされていると考えております。

これまでの計画では、なかなか進捗が図られなかった部分がございますので、先ほど2のところで説明申し上げましたけれど、町村の単独事業に関しまして新たに助成を行うということで、何とか整備面積をたくさんやれるように上流域の方も知恵を絞っていただいて、次期計画の方に加えていただいております。

○会長 最後、一言言わせてもらいます。

これまでの経緯のことは言わないけれども、各市町、構成市町の状況を見ると、広域連合でも使えないものが村で予算化して使っていけるかという、非常に過疎化もあって厳しい状況に陥っているんで、その辺の状況は常に、広域連合とはできても、各市町は広域連合の下にあるわけだから、それをしっかり連絡を取っていただかないと、徴収廃止のことではなくて、基金残高が減らないというのを非常に心配しているので、そういった部分は併せて、審議会は審議会ですので、各議会に進捗を報告していくようなことを、蛇足ではありますが、ちょっと要望して進めていきたいと思います。

じゃあすみません、よろしく願いいたします。

続いて、(2) 財政シミュレーションについて。

資料の2です。

[「いいんじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり]

○会長 続きまして、(3) 水道料金の設定と料金シミュレーションについて、ナンバー3-

1. 水道料金の設定について、御意見、御質問があればよろしくお願いいたします。

○委員 まずもって前回要望させていただいたことについて、また再検証していて、また資料を作っていただきまして、お忙しい中ありがとうございました。

この結果を見ますと、シミュレーションの参考と①というのは不可ということで、前回記載はなかったと思いますけれども、不可ということになっているのも確認をさせていただきました。

すみません、意見と質問とで。

私は、管路更新率の1.25%というのは大変厳しいものがあるだろうというふう感じていたところもありますので、②、③で進めていくのは適当だろうというふう、この管路更新率1.0%で進めていくのが適当だろうというふう考えているわけですが、今日のこの場では、今後のこの審議会においてどのシミュレーションで進めていくのかということはある程度方針として決めたいというふう考えていいのかどうか、この点をまず伺いたいと思います。

○事務局 今回、平均改定率20.4%と24.6%ということで4案提案させていただいたんですけれども、事務局としては今回の審議会の中で改定案を決定していきたいという考えで

おります。

○委員 あえて言いたいのは、意見としてですけれども、1つだけ私の意見として申し上げますけれども、さっきの説明、案が4つ出ていますけれども、1案をかなり押されているような説明だったと思いますが、飽くまで審議会の中で決めていくことなので、今後の説明にはちょっと気をつけられた方がいいかなというのと、事前に資料を頂いて、私、問合せもさせていただいて確認している部分もあって、大変悩ましいなというのが正直思うところではありますけれども、立場によって大分考え方も違いますし、どの料金改定案がいいのかというのは難しいところですが、一人でも多くの方に御理解をいただいて進めていこうということであると、以前の料金の値段にまず合わせて戻すということは大変説明がしやすいという意味ではいいのかなと。

また、その中で逡増制も少し維持しながら、低廉化というのでも維持していくというお考えも先ほど伺いましたし、ただ1つ、企業債の借入れというのも大分大きい額になりますので、負担というのを未来に先送りしていくというところは一つ懸念点としてはあるんですけれども、物価高騰、電気・ガス等も値上がりしている昨今においては、言われるように私としてはシミュレーションの①で今後審議を、議論というんですかね、これを進めていくのが一番いいのではないかなというふうには思っているところであります。以上です。

○会長 ほかはよろしいですか。

○委員 結論からいうと、①でお願いしていかざるを得ないかなというふうに思っています。以上です。

○会長 ほかはよろしいですか。

ちょっと質問ですが、3-1の水道料金の設定の中で、口径13ミリは分かるんですけども、45立方メートルが使用された場合の設定と。これは一番標準的なモデルが45なのか。

○事務局 2か月で45立方メートルご使用というところで、1か月の使用水量にいたしますと22.5立方メートルでございますもんですから、本企業団においては最も使用区分の多いところが第2区分でございますので、標準的なモデルということの計算例でございます。

○会長 ほかはよろしいですか。

[挙手する者なし]

○会長 そうしましたら、料金シミュレーションの部分について御意見がありましたら。

3-6。

○委員 コストの問題で、各市町でどんな違いが何か資料としてあるのか。この最高単価と最低単価を設定したいきさつについて、これだけ違ってきていますよね。その辺、何か資料はありますか。

○事務局 ここら辺は、最高単価と最低単価しか計算しなかったんですけども、各団体において料金区分の方も、使用区分の方が第5段階までとか設定方法が違いますもんですから、そこは各団体の過去の今までの料金の設定の仕方によって、かなり開きがあるところがございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 結構開きがあるもんですから、その辺、地域によっても違うというのは当然あると思うんですけども、何かあるのかなと思ったので。分かりました。

○会長 ほかはよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○会長 なければ、もう一度全体について何か御意見がありましたら、お願いいたします。

[挙手する者なし]

○会長 特に意見もないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

①、②、③のうちのどれか次に審議する内容を決めなくていいの。

あと3回あるんだけれども、7月の段階である程度シミュレーションの内容を決めなくていいの。それを出してくれないといかんよね。

○委員 最初に確認したのは、まずそれが決まるという前提で、さっき一応意見として①ということでお伝えしたんですが、決めずに行っちゃうんですか。

[「提案から出したものだったら①しかないよねという話」と呼ぶ者あり]

○会長 事務局としては①を中心に説明して、ほかの案も出してきたということで御審議いただきたいということなんでしょうけども、管路更新率1.25%はできませんというような、これはもう案でないんですよ、現実。だから、基本的に何が違うかといったら、料金改定率と企業債の方向性を決めて、あとは料金設定のどの段階を厚くするのかということに、小口需要者をどうするかということに次に意見を絞っていかないと、まずここで何をベースにやりますかという細かいシミュレーションについては次回検討するというので、大きな

方向性だけこの場で皆さんの御意見をいただきたいと思うんですが。

①にしろ、②にしろ、③にしろじゃないんですよ、言っておくことは。この料金シミュレーションを見てもらうと、A案は料金改定率は20.4%ですと。20.4%でも、①案については24億円借り入れますということがベースになっているので、それを基にしてこのシミュレーションの中身を次回御意見いただいて、60円がいいか55円がいいかという深いところに入っていくと、①がいいか、②がいいか、③がいいかとここでやっても進んでいかないと思うんだけど、その辺は、事務局ではどのように今後の進行を考えていますか。

○事務局 今回の審議会で4案提示させていただきましたので、事務局側といたしましては、今回の審議会において、この案①から案④の中で一つの案ということで決定をしていただきたいというふうに考えております。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、事務局としては案①というように考えております。

○会長 という説明ですけど。それであれば、この改定の中身をもっと審議しなくちゃいかんと私は思うんですけどね。

○委員 会長にお伺いしますが、そうすると20.4%でいくのか24.6%でいくのかをまず今日ここで決めるということ。

○会長 それは企業債の借入れもセットになっているので、それだけ決めてもらえれば、あとは細かい料金区分については次回やってもいいんじゃないかというふうに思っておるんですけど。

○委員 そこは事務局がよければ、会長にお任せいたします。

○事務局 今回、先ほど言いましたように4案提示をさせていただいております。20.4%でもそれぞれ料金区分、単価を変えて御提示させていただいております。先ほども申し上げましたように、少量使用世帯と、あと大口双方に配慮した案ということで料金設定を今回しておりますので、具体的に申し上げますと、今回でこの案①であれば、案①の料金表を御協議いただいて、審議会としての結論といいますか、方向性をいただきたいというふうに考えております。

○会長 事務局は原案を選んでくれということでありまして、どうでしょうか。

○委員 企業債の24億円というのは、この230億円の投資に対して24億円というのは極めて少ないと思います。健全経営です。半分ぐらい借金でやったところは幾らでもあります。

例えば国の補助事業ですと、100億円あって、例えば国の補助金が30億円入るとすると、大体60億円ぐらい企業債というパターンが一般的だったとっております。以上です。

[発言する者あり]

○委員 もうちょっと借金してもというところもありますけれど。

○会長 そういう御意見をまずまとめないと、細かい料金設定には行かないんじゃないかというところで私は申し上げているんですけども。

[発言する者あり]

○会長 だから、それをせずに1案に決めるというのが、なかなか審議会として横暴なやり方なので。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○会長 休憩の御要望がありましたので、暫時休憩して3時10分より再開します。

(午後 3時05分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○会長 時間となりましたので、引き続き会議を進めさせていただきます。

今日の説明の事項で質問がないようですので、次回の会議で審議する内容について決定をしていきたいと思っております。

○事務局 すみません、もう少し説明の方をさせていただきたいんですけど。

○会長 じゃあ、最後、追加の説明があるということですので。

○事務局 先ほどもお話をしましたけど、今回4パターン、シミュレーションの方をお示しさせていただきまして、事務局といたしましては①の20.4%案ということで考えておりますけれど、その中で企業債の借入額や細かな料金の単価設定などの部分で、また委員の皆様の御意見を伺いながら、最終的に最適な料金水準となるような設定を今後考えてまいりたいと思っております。

その中で、先ほども企業債の借入れの額についてお話がありましたけれど、この24億円という額に関しましては、実際には起債対象工事というのがもう少しございます。そういった中で、将来世代への過度な負担という部分も考えまして必要最小限の借入れということで、今回、24億円という設定の方をさせていただいておりまして、その結果20.4%という改定率になっております。

ですので、今回の料金表のシミュレーションについて再度ご意見をいただいた上で、次回、
どういった形で最終的な料金改定率、料金表の各単価の設定という部分に関しまして、再度
御審議をいただきたいというふうに考えております。

○会長 ただいま事務局の説明にもございましたとおり、今回示されました料金シミュレーシ
ョンの①、②、③、④につきまして、次回以降の審議に必要となりますので、シミュレーシ
ョンの中で重要であります料金改定率と企業債借入れを中心に見ていただきまして、今後、
①、②、③、④、どの案で進めていくかということ……、じゃない。

○事務局 申し訳ございません。今回の審議会の中では、改定率の方だけでも一度御審議いた
だきまして決定をしていただきたいというふうに考えておりますけれど、いかがでしょうか。
ですので、20.4%……。

○会長 ちょっと人の話聞いていて。

①から④までの間の案①に絞りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。申し訳ございません。

○会長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 そうしましたら、今回の会議にて事務局より提示されました①から④までの案の中で
案①に絞り込んで今後の審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 案①に対しまして、もう少し細かい御質問等ございましたら、お願いしたいと思
います。

○会長 ①から④の中で、事務局より強く提案のありました案①を中心に次回より審議を進め
ていきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 次回より改定率20.4%、企業債24億円の基本計画を基に料金シミュレーション
について審議をまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次回の開催日を議題といたします。

事務局から予定を発表してください。

○事務局 お手元の資料の中に第5回水道料金審議会の開催通知を配付してございます。そち
らの方を御覧ください。

次回、第5回は7月29日月曜日午後2時からで、議題につきましては、先ほどお話があ

りましたとおり20.4%のシミュレーションについてと、あと、できれば答申書案についても見ていただきたいと、このように考えております。

続きまして、第6回は8月22日木曜日午前10時から、第7回は9月27日金曜日午前10時からお願いしたいと思っておりますので、御予定をよろしくお願いたします。

○委員 先ほど、次回案①、これをベースに少し議論するという話をしている中で、答申書の案がもう出てくるんですか、次回。

それはおかしくないですか、ちょっと。

○事務局 申し訳ございません。今回の結果を踏まえて次回の答申書の案というようなことで考えておりましたので、今回、次回で20.4%に関しまして議論を行うということになりますので、次回の答申書の案という部分に関しましては、申し訳ございません、あくまでも予定で今申し上げましたけれど、その部分は削除していただいて結構です。

○会長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、これをもちまして第4回愛知中部水道企業団水道料金審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

(午後 3時18分)